

対象となる工事の一例

1 部分的な土台又は基礎の工事
2 屋根、外壁、内壁、床、天井、柱、はり、窓、扉、階段等の工事
3 建築物に設ける電気、ガス又は給配水管の工事
4 ベランダ又は物干場の工事
5 台所、浴室、便所又は消火設備の工事
6 門又はへいの工事
7 断熱化工事 (1)屋根、壁、天井又は床に断熱材、遮熱材又は遮熱性塗装を使用する工事 (2)窓に断熱効果のあるガラス又はサッシを使用する工事
8 バリアフリー化工事 (1)段差の解消又は車椅子の利用に適した造りへの工事 (2)手すり、フットライト、移動用エレベータ又は階段昇降機の工事 (3)開閉しやすい窓、扉の引き戸、建具等への取替工事
9 アスベスト除去工事
10 防水、防風、防火(火災報知システム設置を含む)又は耐火の工事
11 防犯システムの工事
12 地球温暖化に配慮した設備の設置工事 (1)太陽熱温水器の設置工事 (2)CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート等)の設置工事 (3)潜熱回収型給湯器(エコジョーズ等)の設置工事 (4)ガス発電給湯器(エコウィル等)の設置工事 (5)燃料電池装置(エネファーム等)の設置工事
13 その他市長が認める工事

※単なる電化製品の取替え等に付随する工事や工事を伴わない備品の設置は、助成対象外になります。 システムキッチンへの改修、給湯器の取替え、床暖房への改修、ビルトインコンロ全体の取替え、オール電化等に係る工事が対象となります。